

金融審議会金融分科会第二部会

銀行株式保有関連 参考資料

(平成13年4月13日)

1 . 銀行の株式保有ルール整備の視点	1
2 . 金融機関の株式保有制限についての国際比較	2
3 . 銀行の保有する株式の状況	3
4 . 銀行の総資産に占める株式の保有割合	4
5 . 投資部門別株式保有比率の推移	5
6 . 家計の資産構成	6
7 . 非金融法人企業の負債構成	6
8 . 銀行が保有する事業法人株式の「B I S規制」上の 取り扱い	7

1. 銀行の株式保有ルール整備の視点

< 事業支配力の抑止 >

= 独占禁止法により、「銀行は、国内会社の株式について、原則、当該会社の発行済株式の5%を超えて保有してはならない」とされており、規制緩和3か年計画(3月30日閣議決定)において「現行の規制が現時点でも適切かという観点から株式保有制限を見直す」とされている。



< 他業(異業)リスクの排除 >

= 銀行法により、「銀行は、国内会社の株式について、原則、当該会社の発行済株式の5%(銀行持株会社の場合には15%)を超えて保有してはならない」とされている。



< 融資と併せた銀行の健全性確保 >

= 銀行の、同一人(企業)に対する貸出や出資(株式保有)について、「原則、自己資本の一定割合(単体で25%等)に制限する(大口信用供与等規制)」ことにより投資リスクの抑制が図られている。



< 自己資本比率の計算ルール >

= 銀行の自己資本比率規制において、株式は、リスク・アセットとして保有株式全体としてリスクウェイト100%の資産として取扱われている。



< 銀行の融資機能と企業金融 >

= 銀行と企業の関わりにおいて、起業支援などは、銀行による出資と融資が一体となり実施されている。資本市場へのかかわりの観点からの銀行機能のあり方等について検討する必要。



< 新たなバーゼル合意(2004年から) >

= 「銀行が投資先企業の発行済株式の一定比率を超えて保有する株式の残高が銀行の自己資本の一定比率を超える場合には、当該銀行の自己資本から控除する」との BIS の新たなルールについて、各国の意見を聴取しているところ。

(米国) グラス・スティーガル法により、銀行(本体)の株式保有は原則として禁止されているが、昨年施行された金融近代化法(いわゆるグラム・リーチ・ブライリー法)により、金融持株会社の子会社は、マーチャント・バンキング業務(投資家への販売又は自己の資産の運用のために事業会社の株式を保有する)に従事できるようになった。その場合、株式保有のルールとして、マーチャント・バンキング業務による投資額は、金融持株会社の Tier 1 の30%とすることが決められており、マーチャント・バンキング業務による投資額に応じて当該投資額の8%~25%を金融持株会社の Tier 1 から控除する方針(現在、パブリック・コメントを求めている。)

(ドイツ) 銀行が事業会社の株式を保有することは認められている(ユニバーサル・バンキング)が、その場合、一社に対する出資額(資本又は議決権の10%以上保有している株式が対象)は、当該金融機関の自己資本(Tier1+Tier2)の額の15%を超えてはならない、かつ、その出資額(資本又は議決権の10%以上の直接又は間接の保有等)の総額は当該金融機関の自己資本の額を60%を超えてはならない、とのルールがある。

2. 金融機関の株式保有制限についての国際比較

日本	米国	英国	ドイツ	フランス
<p>銀行又はその子会社は、国内の会社の株式等については、合算して、その基準株式数等〔当該国内会社の発行済株式（議決権のあるものに限る）の総数等の5%に当たる株式等の数又は額〕を超える株式等の数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>《銀行法16条の3》</p> <p>《独禁法11条に同様の規定あり》</p>	<p>1. <u>国法銀行は、原則として如何なる法人の株式も自己の計算により購入してはならない。</u></p> <p>《グラス・スティーガル法第16条》</p> <p>2. <u>金融持株会社の子会社（証券子会社や保険子会社等）は、マーチャント・バンキング業務（投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること）に従事することができる。</u></p> <p>《グラム・リーチ・ブライリー法（以下GLB法）第103条》</p> <p>但し、GLB法施行のための最終レギュレーションにおいて、</p> <p>① マーチャント・バンキング業務による投資額は、金融持株会社のTier1の30%とする。</p> <p>② マーチャント・バンキング業務による投資額に応じて当該投資額の8%～25%を金融持株会社のTier1から控除する。（最終レギュレーションと切り離して別途パブリックコメントを求めている。）</p> <p>こと等が規定されている。</p>	<p>金融機関は、<u>一般事業会社（非金融業）に関して、</u></p> <p>① <u>一社に対する特定持分（株式又は議決権の10%以上の直接又は間接の保有等）が当該金融機関の自己資本の額の15%を超えた分、</u></p> <p>あるいは、</p> <p>② <u>①の特定持分（株式又は議決権の10%以上の直接又は間接の保有等）の総額が当該金融機関の自己資本の額の60%を超えた分</u></p> <p>のうち、<u>いずれか多い方の額は、自己資本の算定上、自己資本から差し引く。</u></p> <p>《FSA 銀行ガイドライン》</p>	<p>預金取扱金融機関は、<u>非金融業に従事する企業に関して、</u></p> <p>① <u>一社に対する出資額（資本又は議決権の10%以上の直接又は間接の保有等）は、当該金融機関の自己資本の額の15%を越えてはならない、</u></p> <p>かつ、</p> <p>② <u>①の出資額（資本又は議決権の10%以上の直接又は間接の保有等）の総額は当該金融機関の自己資本の額の60%を超えてはならない。</u></p> <p>但し、①又は②の超過分を自己資本で充当することを条件に、①又は②の制限を超えることができる。</p> <p>《信用組織法第12条》</p>	<p>金融機関は、<u>如何なるときにおいても、</u></p> <p>① <u>一社に対する資本参加（資本又は議決権の10%以上の直接又は間接の保有等）は、当該金融機関の自己資本の額の15%を超えてはならない、</u></p> <p>かつ、</p> <p>② <u>①の資本参加（資本又は議決権の10%以上の直接又は間接の保有等）の総額は当該金融機関の自己資本の額の60%を超えてはならない。</u></p> <p>但し、金融機関、保険会社等に対する株式保有には以上の制限は適用されない。</p> <p>《企業の資本への参加に関する規則第2条、第3条》</p>

3 . 銀行の保有する株式の状況 (1 2 年 3 月 末)

[単位 : 兆円]

(日銀統計月報)

(株式分布状況調査

全国証券取引所協議会)

(参考) 資本勘定

都銀	28.2	[17.4]
地銀	4.9	[8.6]
第 2 地銀*	1.2	[0.8]
長信銀	3.8	[2.0]
信託銀	7.4	[4.0]

(合計) 45.8 [32.9]

信託勘定 54.6

(再計) 100.4

都銀	}	52.3	(11.3)
地銀			
第 2 地銀			
長信銀			
信託銀(除く年金信託・投信)	29.2	(6.3)	

(合計) 81.6 (17.7)

年金信託・投信 33.4 (7.2)

(再計) 115.0 (24.9)

(参考)

上場株式時価総額 461.9 (100.0)

非上場株式も含む。12 年 3 月 末 の 簿 価。

(= 原 価 法 又 は 低 価 法 採 用 行 混 在)

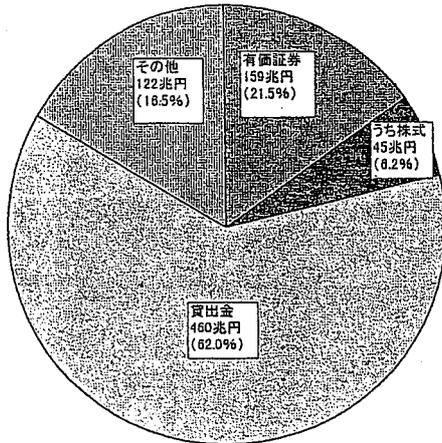
[] は 資 本 勘 定 の 合 計。 * 5 8 行 ベー ス

上 場 普 通 株 式 が 対 象。12 年 3 月 末 の 時 価 を ベー ス に 推 計。() 内 は 時 価 総 額 に 占 め る 保 有 割 合 %。

4. 銀行の総資産に占める株式の保有割合

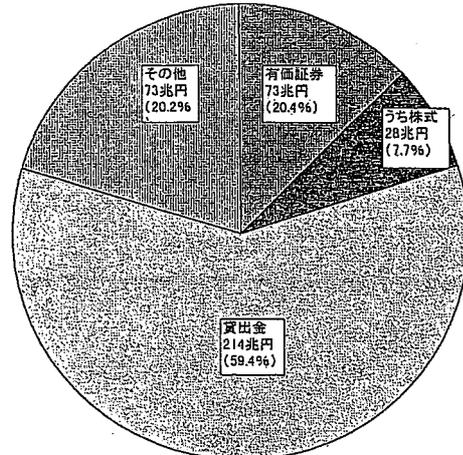
(平成12年9月末時点)

全国銀行



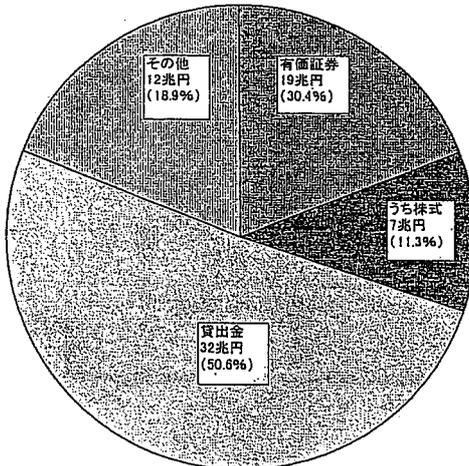
(参考) 資本勘定 34兆円

都市銀行



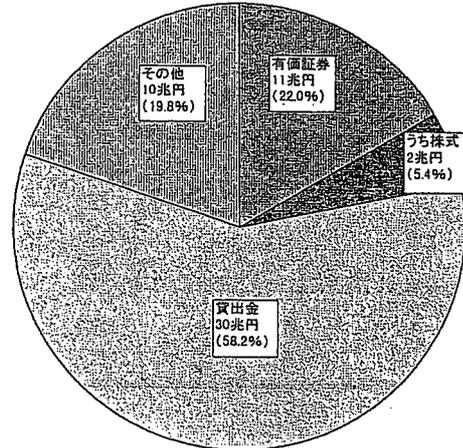
(参考) 資本勘定 17兆円

信託銀行



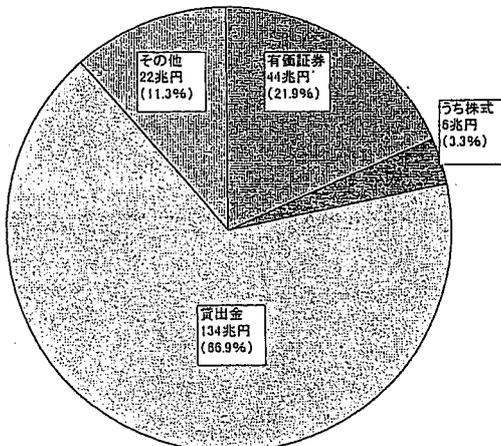
(参考) 資本勘定 3兆円

長期信用銀行



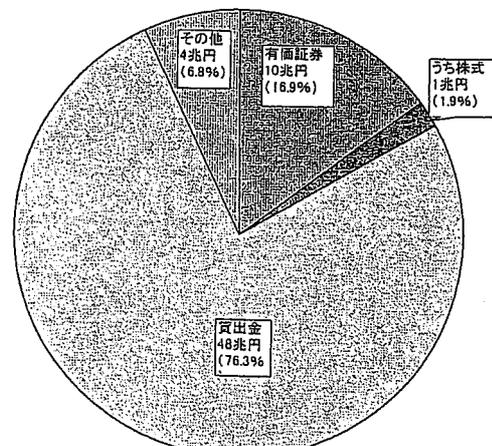
(参考) 資本勘定 2兆円

地方銀行



(参考) 資本勘定 10兆円

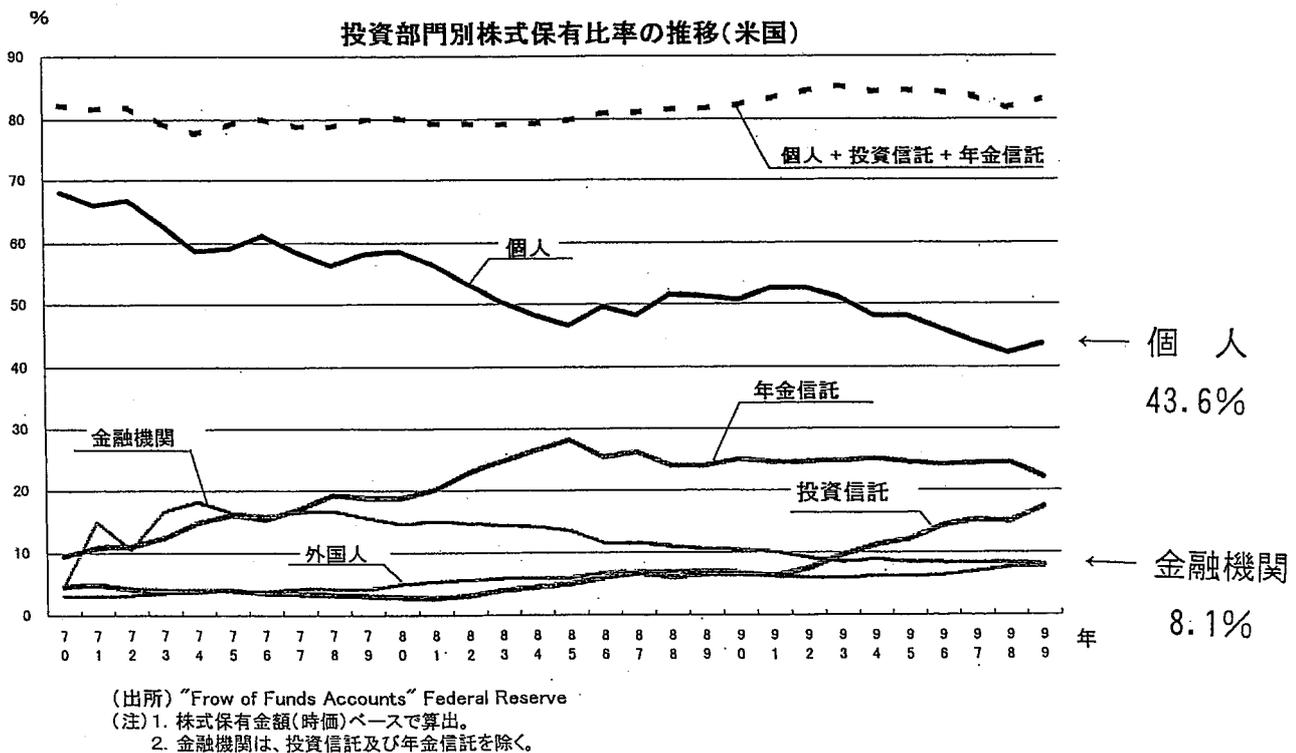
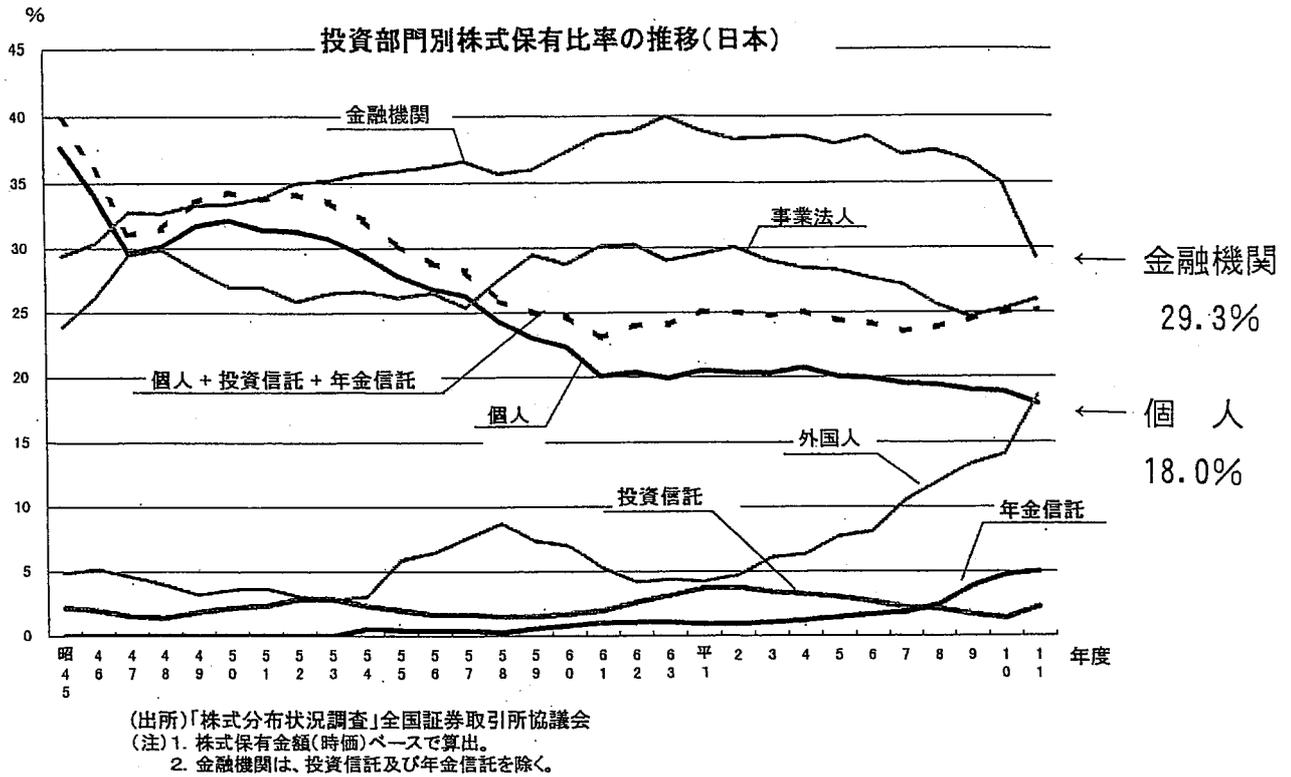
第二地方銀行



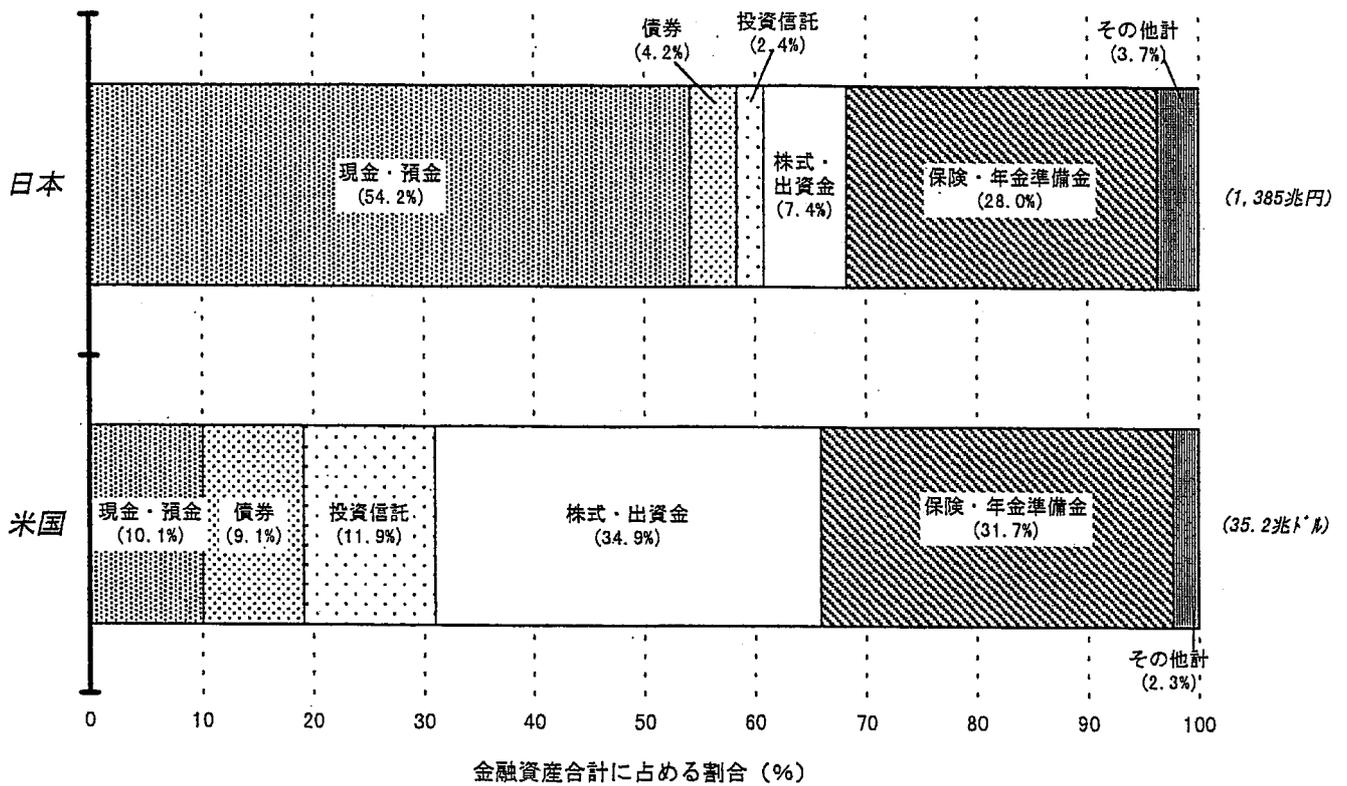
(参考) 資本勘定 0.6兆円

(出典) 日本銀行金融経済統計月報

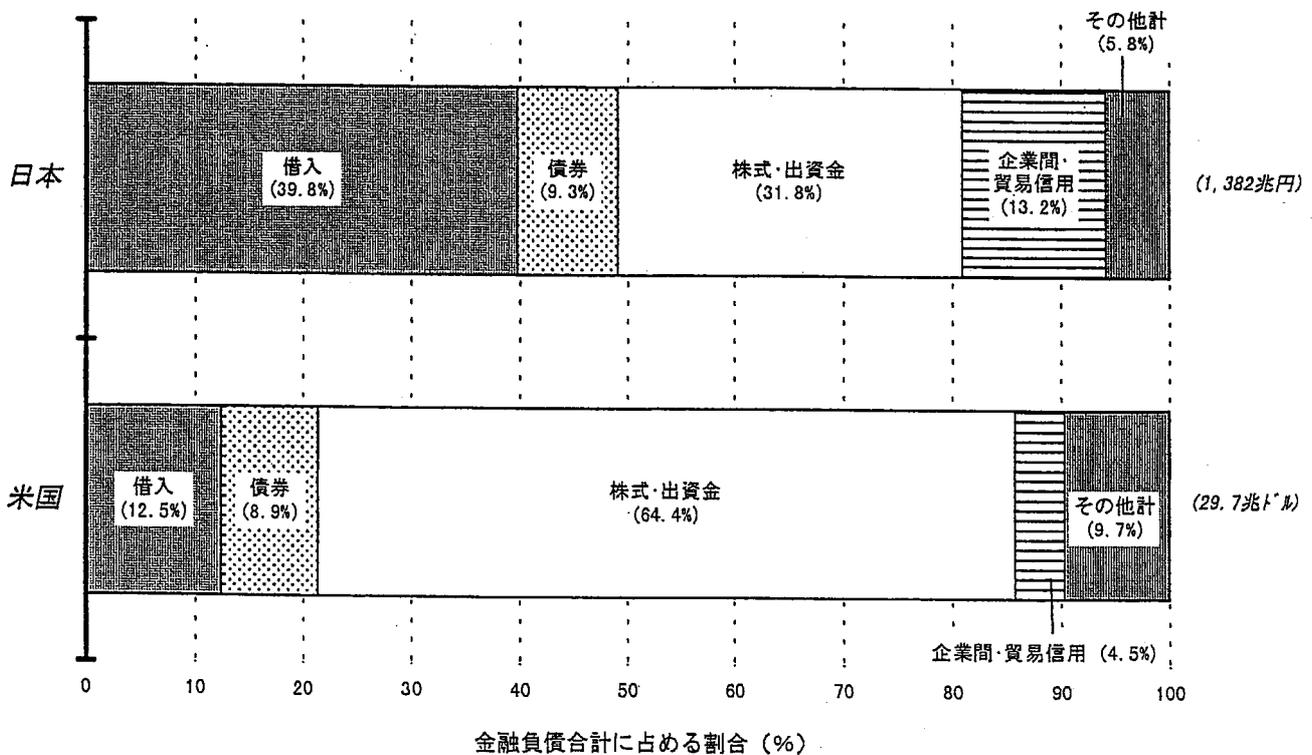
5. 投資部門別株式保有比率の推移



6. 家計の資産構成 (2000年9月末)



7. 非金融法人企業の負債構成 (2000年9月末)



○ 資料出所

— 日本銀行『資金循環勘定』 (2000年12月28日公表分)

— FRB, *Flow of Funds Accounts of the United States, Third Quarter 2000* (2000年12月8日公表分)

8. 銀行が保有する事業法人株式の「BIS規制」上の取り扱い

「BIS比率」の計算
(現行規制、見直し後、とも)

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資産残高} \times \text{リスクウェイト}} \geq 8\%$$

現行「BIS規制」

株式についても、
融資や社債同様、
100%の
リスクウェイトを適用

(株式保有残高
100に対し
自己資本が最低8ある
ことを要求)

「BIS規制」見直し第2次市中協議案

〔 本年1月に公表されたもの。今後更に検討を行い
 本年末に最終案か。2004年から適用開始予定。 〕

銀行からみた「一定の重要性基準を超える投資」

<p>(標準的手法)</p> <p>リスクウェイトは 100%のまま。 ベンチャー株や非公開株 などは各国裁量で高いリ スクウェイトも。</p>	<p>銀行の自己資本から控除</p>
<p>(内部格付手法)</p> <p>保有目的等に応じ、 融資と同様の枠組みでの 扱い、または、 価格変動リスクも考慮し た扱い。</p>	<p>(標準的手法)</p> <p>100%を下回らないリスクウ ェイト</p> <p>(内部格付手法)</p> <p>「バーゼル委員会が株式用に開 発している手法に基づき、同様の 扱いを適用」</p>

個社宛で銀行資本の15%以上又は
投資合計で銀行資本の60%以上

個社宛で銀行資本の15%未満かつ
投資合計で銀行資本の60%未満

<重大でない少数持分投資>

<重大な少数持分投資>

<過半数を越える投資>

投資先事業法人からみた銀行の持株比率